

令和4年6月24日

土木部交通対策課

江東区立西大島駅自転車駐車場外4施設指定管理者の 次期指定期間について

1 現状及び課題

(1) 区立自転車駐車場（各駅周辺に50施設）

ア 本区の自転車駐車場は、地域ごとのブロックを基本としつつも、業務委託から指定管理への切替え時期の違いから、指定管理開始年度がまちまちである。また、指定期間は基本5年であるが、整備等を伴う指定管理については、指定期間を20年としているものもある。

イ 現在は、計50施設を指定管理者6者が利用料金収入のみ（指定管理料なし）で管理運営を行っており、同一の指定管理者が複数施設の管理運営を一体的に行うことで、その効率化を図っている。

(2) 各指定管理者のブロック構成・指定期間

	駅(エリア)	施設数	指定期間	指定管理者
①	亀戸 ※	5	H28.4~R18.3	センターサイクル亀戸共同事業体
②	西大島	5	H30.4~R5.3	センターサイクル大島共同事業体
	東大島			
③	豊洲三丁目 ※	1	H16.4~R6.3	公益財団法人自転車駐車場整備センター
④	東陽町	8	H31.4~R6.3	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
	門前仲町			
	越中島			
⑤	清澄白河	16	R2.4~R7.3	株式会社ソーリン
	東雲			
	辰巳			
	南砂町			
	森下			
	東京テレポート			
⑥	大島	15	R2.4~R7.3	サイカパーキング株式会社
	木場			
	潮見			
	新木場			
	住吉			
	豊洲駅地下			
	国際展示場・有明			

※ 亀戸及び豊洲三丁目は施設整備費の償還年限を考慮した指定期間となっている

近年は、収支計画の達成が難しいブロックもあり、コロナ禍における自転車駐車場利用者の減等、環境の変化を鑑みれば、劇的な回復は見込めない状況である。

2 今後の対応について

原則として、今後も利用料金収入のみで管理運営を継続していく。そのためには、ブロック再編が必須であり、施設管理の更なる効率化を図り、収支不均衡を是正する必要がある。よって、より多くの施設が同時期の選定対象となるよう、各指定期間の終期を揃えることとする。

3 今後の指定期間について

次期選定が最多31施設となる令和6年度に合わせ、令和4年度～5年度に次期選定を行う計14施設の指定期間を1～2年間にする（指定期間の終期を令和6年度に合わせる）。

その後、令和5年度末までにブロック再編検討を行い、令和6年度公募選定を計45施設（亀戸駅周辺5施設以外全て）で行う。以降、5年ごとにブロック再編検討が可能である。

4 西大島駅自転車駐車場外4施設位置図

